

千葉県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、家庭における脱炭素化を促進するため、県内でネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを取得する者に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき、補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 一次エネルギー消費量

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」に基づき計算される、一次エネルギー消費量（ただし、空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。）をいう。

(2) 基準一次エネルギー消費量

建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」に基づき計算される、年間の基準一次エネルギー消費量（ただし、空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。）をいう。

(3) 設計一次エネルギー消費量

建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」に基づき計算される、年間の設計一次エネルギー消費量（ただし、空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。）をいう。

(4) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。

(5) ZEH

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのうち、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅で、別表1「ZEH」に掲げる要件に適合するものをいう。

(6) ZEH+

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのうち、ZEHより省エネルギーを更に深掘りするとともに、設備のより効果的な運用等により太陽光発電等の自家消費拡大を目指したZEHで、本要綱ではZEHに含める。

(7) Z E H Oriented

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのうち、Z E Hを指向した先進的な住宅として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた住宅（都市部狭小地に建設される住宅に限る。）で、別表1「Z E H Oriented」に掲げる要件に適合するものをいう。

(8) 中小工務店

県内に主たる営業所を有する事業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する住宅の施工事業者。

(9) 既存住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に定める住宅以外の住宅をいう。

(補助事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表2に掲げる要件に適合するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者は、県内に住所を有する個人であって、県に納付すべき税を滞納していない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助金の対象者とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

四 その他、知事が適当でないと認める者

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表3に定めるとおりとする。ただし、証拠資料等により支払金額等が確認できる

経費に限る。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする場合は、知事が定める期日までに、別に定める交付申請書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、申請者に通知する。

2 知事は、前項の審査により、補助金を交付しないと決定したときは、申請者に対してその理由を示すものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める事項。

(承認の申請)

第9条 前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別に定める承認申請書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受ける前に交付の申請を取り下げようとするときは、取下げ書等により知事に申し出なければならない。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請はなかったものとみなす。

(補助事業の経理等)

第11条 申請者は、補助事業に係る経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後5年間保存し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第12条 申請者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第15条の規定に基づく確定を行った後、申請者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、申請者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、申請者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、申請者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、申請者による債権譲渡後も、申請者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら申請者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて申請者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）の規定に基づき、知事が会計管理者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第13条 申請者は補助事業の遂行について、知事の要求があったときは速やかに別に定める状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 申請者は、補助事業完了後、別に定める実績報告書に必要な書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、当該報告書の内容の審査及び必要

に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条の規定による変更の承認をした場合は、その内容とする。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第16条 前条の通知を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとする場合は、別に定める交付請求書を知事に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第17条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第2項第2号又は第3号に該当する者とする。

（補助金の返還）

第18条 知事は、規則第17条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申し出により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

（財産の管理）

第19条 申請者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 申請者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第20条 規則第21条の規定により処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同条ただし書の規定による期間は、6年とする。

2 申請者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別に定める財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の場合において、知事は、申請者が取得財産等を処分したときは、補助金の全部若しくは一部を納付させることがある。

4 申請者は、補助金交付に係る書類を第1項の規定により定められた期間中、保存

しなければならない。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに係る要件（第2条）

種類	要件※
Z E H	次の各号に掲げる全てを満たすものとする。 (1) 外皮平均熱貫流率 (U_A) が地域区分ごとに定められている基準値以下であること。 (2) 冷房期の平均日射熱取得率 (η_A) が地域区分ごとに定められている基準値以下であること。 (3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること。 (4) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。 (5) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。
Z E H Oriented	次の各号に掲げる全てを満たすものとする。 (1) 北側斜線制限の対象となる用途地域であって、敷地面積が 85m^2 未満である土地に建設されること。 (2) 外皮平均熱貫流率 (U_A) が地域区分ごとに定められている基準値以下であること。 (3) 冷房期の平均日射熱取得率 (η_A) が地域区分ごとに定められている基準値以下であること。 (4) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。

※ エネルギー計算は、建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠するものとする。

別表２ 補助事業（第３条）

補助事業の範囲	次の各号に掲げる要件に適合するものとする。 （１）補助の対象とする住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、県内の中小工務店が施工した県内のＺＥＨ又はＺＥＨ Oriented とし、申請者自らが居住すること。 （２）前号で規定する住宅を取得する事業であって、次のいずれかの事業であること。 ア 補助対象住宅を新築する事業 イ 補助対象住宅である新築建売住宅を購入する事業 ウ 既存住宅をネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに改修する事業（外皮の断熱改修工事を伴うものに限る。） （３）前号ア又はウに該当する事業にあつては、次のアからウが全て完了すること。前号イに該当する事業にあつては、次のイ及びウが完了すること。 ア 補助対象住宅の工事 イ 補助対象住宅の引渡し ウ 補助対象住宅の代金の支払い
---------	---

別表３ 補助対象経費及び補助金の額（第５条）

補助対象経費 (※)	補助事業を実施するために必要な経費とする。	
補助金の額	補助対象住宅の種類ごとに次に掲げる額とする。ただし、補助対象経費を上限とする。	
	補助対象住宅の種類	補助額
	ＺＥＨ	一戸当たり 100 万円
	ＺＥＨ Oriented	一戸当たり 50 万円

※ 補助対象経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

- （１）国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額
- （２）消費税及び地方消費税相当額